

## 教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（4件）したのでお知らせします。

### 記

#### I

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 25歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

停職1月

##### 3 発令年月日

令和3年12月23日

##### 4 処分理由

令和3年1月13日午後7時20分頃、公園において、当時中学校生徒にキスをした。

#### II

##### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主事
- (3) 年 齢 48歳
- (4) 性 別 男

##### 2 処分の程度

減給10分の1 1月

##### 3 発令年月日

令和3年12月23日

##### 4 処分理由

当時勤務校において、当時同校教諭の通勤手当の返納金16,070円を、戻入手続を行わずに同校事務室内書庫に保管するとともに、令和元年9月3日午後3時頃から令和2年4月6日午後3時10分頃までの間に、同現金を紛失した。

また、令和元年9月13日午後3時頃、同教諭に対して、正しい返納金28,886円と既に返納された同16,070円との差額である12,816円の返納請求事務を怠るとともに、戻入手続を行わなかった。

さらに、令和2年4月中旬頃、現金書留封筒のご依頼主欄に、同教諭の承諾を得ることなく、同教諭の氏名等を記載して、所持金28,886円を封入し、同校宛てに送付して、事実を隠ぺいする工作を行った。

### III

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 62歳
- (4) 性 別 男

#### 2 処分の程度 戒告

#### 3 発令年月日

令和3年12月23日

#### 4 処分理由

勤務校部活動の合宿に際し、宿泊を伴う学校行事の届出をせず、平成30年7月30日から同月31日までの間、宿泊施設において、同合宿を実施し、同部に所属する平成30年度同校生徒36名を宿泊させるなどした。

また、同合宿に際し、同校副校長から、同宿泊施設から自宅までの区間及び同自宅から別の宿泊施設までの区間を公共交通機関等を利用する経路で旅行命令を受けたにもかかわらず、同月30日から同月31日までの間、宿泊を実施し、旅費5,159円を不正に受給するなどした。

### IV

#### 1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 33歳
- (4) 性 別 女

#### 2 処分の程度 戒告

#### 3 発令年月日

令和3年12月23日

#### 4 処分理由

当時勤務校部活動の合宿に際し、宿泊を伴う学校行事の届出をせず、平成30年7月30日から同月31日までの間、宿泊施設において、同合宿を実施し、同部に所属する平成30年度同校生徒36名を宿泊させるなどした。

また、同合宿に際し、同校副校長から、同宿泊施設から自宅までの区間及び同自宅から別の宿泊施設までの区間を公共交通機関等を利用する経路で旅行命令を受けたにもかかわらず、同月30日から同月31日までの間、宿泊を実施し、旅費5,141円を不正に受給するなどした。

#### 【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課  
電話 03-5320-6798（直通）